

平成20年度 事業報告

I 業務に関する事項

1. 自主規制に係る事業

平成20年度は、ディスクロージャー制度の改善・強化を図るため「会員の企業情報の開示に関する規則」を制定したほか、1月15日に自主規制措置として「商品先物取引委託者保護総合プログラム」（以下「総合プログラム」という。）を策定し、トラブル解消に向けたさらなる取組みを推進することとした。

その他、違反等行為を行った会員役職員等22名に対する処分等並びに会員に対する指導及び実地監査等を行った。

(1) 自主規制ルールの整備

① 会員の企業情報の開示に関する規則の制定について

平成19年12月に公表された産業構造審議会商品取引所分科会の「今後の商品先物市場のあり方について（中間整理）」を踏まえて、会員各社の委託者保護に関する情報（苦情等）の開示について、より正確な情報開示とディスクロージャー制度の改善、強化を図る観点から、従来の理事会決議による実施から、制度の内容をより明確化し、より強化した規則を新たに制定することについて、第28回自主規制委員会（5月13日開催）の審議を経て、第69回理事会（6月2日開催）において承認され、同日施行された。

また、会員の実務担当者に対して、会員の企業情報の開示に関する規則の制定に関する説明会を6月18日に大阪で、同月19日に東京で開催し、会員の企業情報の適切な開示の徹底を図った。

なお、本規則については、第71回理事会（7月23日開催）において、個人株主の住所及び役員的主要略歴の記載を任意記載に改める等の一部改正を行った。

② 個人情報の保護の徹底と社内管理体制の再点検について

平成19年12月、特定の会員において重大な個人情報の漏洩事故が発生したことを受け、平成20年3月27日付けにて、主務省から本会あて「個人情報の保護に関する法律等に基づく個人情報の安全な取扱いについて」と題する書面により、個人情報保護関連法令及び本会の個人情報保護ガイドラインに関する会員の遵守状況の点検を促し、遺漏なく個人情報保護に係る措置を講じさせる旨の要請があった。

これを踏まえて本会は、法令及び本会ガイドラインの遵守の徹底を図る観点から、会員各社に対し改めて、社内管理体制の点検及び改善を必要とする場合には速やかに改善するよう求めることとし、第28回自主規制委員会の審議を経て、第69回理事会において承認され、同日通達した。

③ 本人以外の名義を使用した取引の禁止について

平成20年1月に本会が実施した制裁事案の主たる制裁理由が本人以外の名義を使用した取引の受託であったことを踏まえ、仮名取引及び借名取引が商品先物市場の公正な価格形成機能の阻害、相場操縦、適合性の原則違反等を誘発するばかりか、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」における本人確認義務及びマネー・ロンダリング防止措置にも違反する行為であり、従来から受託等業務に関する規則において定める禁止行為である旨を徹底するため、第28回自主規制委員会において「本人以外の名義を使用した取引の禁止について」を審議し、第69回理事会において承認され、同日、会員に対して受託契約時における本人確認の徹底と日常的な社内チェックの強化や役職員に対する再教育の実施、さらには効果的な社内点検の実施等により本人以外の名義を使用した取引が行われることのないよう周知を行った。

④ 総合プログラムの策定について

産業構造審議会商品取引所分科会において、商品先物市場の政策に関する本格的な審議が行われ、この報告書においてトラブルのない商品先物市場の実現が一層強く求められていること、法律上、不招請勧誘の禁止の制度を設けて政令指定によって適用の範囲を規定する方式等が打ち出された。また、この審議の過程における不招請勧誘の禁止の導入を巡る議論を踏まえ、日本商品先物振興協会が同協会の理事会決議を経て、11月21日に「潮流の変化と協会の取組について」を発表し、会員懇談会における同意を得て、同協会の取組みとして「委託者トラブルのゼロ化を目指すこと」等が打ち出された。

本会においてはこれらを受けて、商品先物取引のトラブル解消に向けた集中的な取組みを一層充実し、委託者保護の強化を図り、もって商品先物取引の社会的信頼の向上を図ることを目的として、これまでに取り組んできた「商品取引トラブル解消アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）と「会員の役職員等に対する特別指導等プログラム」（以下「特別指導等プログラム」という。）を統合し、さらに新たな取組みを加えた総合プログラムを第29回（12月26日開催）及び第30回（1月9日開催）自主規制委員会の審議を経て、第74回理事会（1月15日開催）において承認され2月1日に施行した。

また、総合プログラムの内容に関する会員代表者懇談会を1月23日に東京で開催し、今後総合プログラムに基づき業界を挙げて取り組む旨の全会員の意思統一を図るとともに、会員の実務担当者に対して、平成21年4月1日より各社のホームページに掲載が義務付けられる顧客に対する情報提供等の具体的な内容や掲載例等の紹介を含む説明会を3月2日に東京で、同月6日に大阪で開催した。

なお、総合プログラムの実施に伴い、アクションプログラム及び特別指導等プログラムを廃止することについては、第30回自主規制委員会の審議を経て、第74回理事会において承認された。

⑤ 受託等業務に関する規則の一部改正について

総合プログラムにおいて、商品先物取引の注意事項等の情報提供の充実として、「取引

に当たって注意すべき事項」及び「会員の相談窓口及び本会の相談センターの所在地及び電話番号」を会員のホームページに掲載することを義務付けることの実効性を確保するため、受託等業務に関する規則の一部を改正し、第30回自主規制委員会の審議を経て、第74回理事会において承認された。（改正規則については、平成21年4月1日に施行することとなっている。）

⑥ 監査規則の一部改正について

平成18年12月にアクションプログラムを策定し会員のコンプライアンス体制の整備に向けた取組みを推進してきたが、会員各社においては法令や自主規制規則等を遵守した受託業務を行っているかどうかを自ら定期的に点検し、その結果に基づいて改善措置等を講じていくサイクルを確立することが重要となることから、会員のコンプライアンス体制の一層の整備を促すため、監査規則第10条を改正し社内監査の基本的な項目を定めるとともに、一事業年度に1回以上実施したうえで所定の様式により監査結果を本会に報告することとし、第16回監査委員会（5月20日開催）の審議を経て、第69回理事会（6月2日開催）において承認され、同日施行された。

また、監査規則第10条の改正に係る説明会を6月18日に大阪で、同月19日に東京で開催し、社内監査の実務担当者に対して監査規則の改正点及び社内監査に関する留意事項について周知した。

⑦ 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の改正について

有価証券報告書の作成に係る根拠法が「証券取引法」から「金融商品取引法」に変更となったこと、また、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により不必要となる従前の記載を削除するとともに、新たに掲載が必要となった事項を追加する必要性が生じたことから、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について」を改正するため、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえ所要の見直しを行い、第16回監査委員会（5月20日開催）の審議を経て、第69回理事会（6月2日開催）において承認された。

⑧ 商品先物取引業統一経理基準の改正について

新たに「資産除去債務に関する会計基準」が制定されたほか、「棚卸資産の評価に関する会計基準」が改正されたことにより、商品先物取引業統一経理基準の改正が必要となったものの、その多くが勘定科目の追加や処理要領等で引用している法令等の更新といった技術的な変更であることから、統一経理基準見直し検討小委員会委員の協力の下で事務局において改正案を作成し、第17回監査委員会（2月24日書面開催）の審議を経て、第76回理事会（3月4日開催）において改正が承認された。

また、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正により、その評価方法として後入先出法を認めないとされたこと、「債券の保有目的区分の変更に関する実務上の取扱い」の

公表により、取得後であっても一定の要件を満たせば当分の間は債券の保有目的区分を変更することが可能とされたことから、それらが一般に公正妥当な会計処理として取り扱われるため、平成21年3月期の決算において留意するよう3月5日付けにて本会ホームページの会員専用ページに「平成21年3月期の決算における留意事項について」を掲載し会員各社に要請した。

(2) 特別指導等プログラム及び総合プログラムに基づく指導等の実施

① 特別指導の実施

平成19年10月1日以降、商品取引事故の確認申請関連の添付資料若しくは損失補てんに関する事後報告書に記載された商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）又は商品取引事故等報告書に記載された未取引に係る苦情（以下「外務員指導対象事故等」という。）に関与した会員の役職員、あるいは本会受付の未取引に係る苦情に関与した会員の役職員、合わせて52名（延べ43社）について、所属する会員の営業責任者・管理責任者を併せて招致の上、特別指導を実施した。

また、会員の役職員等が他の会員に移動した際、本会発足後の調査対象事故に10件以上関与した会員間移動者に対し事情聴取を行い、登録対象者17名（11社）に対し特別指導を実施した。

なお、このうち1名（1社）については、当該指導後に外務員指導対象事故等が発生したため、指導、勧告、処分の対象として調査を実施した。

② 集中指導の実施

本会発足後に商品取引事故等報告書に記載されている苦情、紛争又は商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）に10件以上関与した登録外務員に対し、業界を取り巻く環境、苦情の実態、遵守すべき行為規制及びコンプライアンスの意義等を内容として、7月から9月の間に全国各地において集中指導を実施し、その対象者は195名（35社）であった。

③ 登録外務員に対するコンプライアンス研修の実施

登録外務員の更新講習において、コンプライアンスの重要性及び商品取引事故等の未然防止の観点から、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置等を周知するとともに、適正な受託等業務の必要性についての認識を徹底した。

(3) 会員の制裁の実施状況

制裁規程に基づき、第25回、第26回規律委員会（1月28日、2月16日開催）において、会員数社に対し制裁対象行為の有無について審議を行った。

（制裁の種類等については、第27回規律委員会（平成21年4月9日開催）において決定され、その後制裁が決定した会員に対し執行されることとなっている。また、執行した場合は、同規程に基づき会員名、制裁の内容及び制裁の理由を他の会員に周知するとともに、本会事務所（本部・支部）において執行の日から10営業日の間公示し、本会ホームページに1年間掲

載することとなっている。)

(4) 会員の役職員等に対する指導、勧告、処分の実施状況

会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、第27回（6月23日開催）、第28回（8月5日開催）、第29回（9月8日開催）及び第30回（10月3日開催）綱紀委員会において、本会から提起した14名、会員から届出のあった8名について審議し、処分等を行った。

また、同規則に基づいて処分を受けた役職員等の氏名及び役職名、処分の内容、処分した理由、所属会員名等を他の会員に周知するとともに、処分を受けた役職員等の氏名を除く事項を本会事務所（本部・支部）において10営業日の間公示し、本会ホームページにおいて1年間（1カ月以内の職務停止にあつては6カ月間）掲載することとした。

処分の内容	処分した理由
外務員の登録の拒否3年間（1名）	① 複数の委託者の取引の受託において、委託者からの指示を受けることなく取引を履行したと認められること、委託者の知識、経験、財産の状況に照らして過大な取引を短期間のうちに行い、適合性の原則に違反する受託等業務を行ったと認められること、また、受託等業務の適正化のために部下を指導、監督する立場にありながら、部下の適合性の原則に違反する受託等業務及び委託者の指示を受けない取引の履行等を看過したことは委託者保護に欠ける行為であると認められることから、これらの行為が自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号及び第2号に該当する行為と認められるため。
外務員の登録の拒否2年間（4名）	① 勧誘に際し、取引の資金がない旨を述べた委託者に対して、借金を行ってでも取引を開始するよう勧めるとともに、元本を欠損した場合には欠損額相当分を保証することを約し、受託したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号及び第2号に該当する行為と認められるため。
	② 委託者から本人以外の名義による取引を受託したこと、部下が本人以外の名義による取引を受託していることを知りながらこれを看過し容認したこと、取引資金を委託者に代わって立て替えるなどの特別な利益の提供を行ったこと及び取引の受託の一部において委託者から指示を受けることなく取引を履行したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号及び第2号に該当する行為と認められるため。
	③ 委託者から金銭を預りながら、預り証を交付せずに会社へ虚偽の報告をしてその金銭を取得したことは、自主規制規則「会員役職員に対する

処分の内容	処分した理由
	指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。
	④ 委託者に対し金銭貸借を申し込み、金銭を借り受けたことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。
外務員の職務の停止9カ月間 (1名)	① 複数の委託者に対し本人以外の名義による取引を自ら提案し受託したこと及び部下が本人以外の名義による取引を受託していることを知りながらこれを看過し容認したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。
外務員の職務の停止6カ月間 (1名)	① 多数の勧誘拒否者に対して再勧誘を行ったほか、部下が勧誘拒否者として勧誘を行わないこととした多数の顧客に対しても再度勧誘を行ったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号に該当する行為と認められるため。
外務員の登録の拒否4カ月間 (3名)	① 委託者から本人以外の名義による取引を受託したこと及び建玉を無断で決済したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号及び第2号に該当する行為と認められるため。
	② 多数の勧誘拒否者に対し再勧誘を行ったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号に該当する行為と認められるため。
	③ 委託者から本人以外の名義による取引を受託した及び取引の受託の一部において委託者から指示を受けることなく取引を履行したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号及び第2号に該当する行為と認められるため。
外務員の登録の拒否3カ月間 (5名)	① 委託者から本人以外の名義による取引を受託したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。
	② 複数の勧誘拒否者に対し再勧誘を行ったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号に該当する行為と認められるため。

処分の内容	処分した理由
	<p>③ 委託者から本人以外の名義による取引を受託したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。</p> <p>④ 委託者から本人以外の名義による取引を受託したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。</p> <p>⑤ 複数の勧誘拒否者に対して再勧誘を行ったほか、部下が勧誘拒否者として勧誘を行わないこととした顧客に対しても再度勧誘を行ったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号に該当する行為と認められるため。</p>
<p>外務員の職務の停止2カ月間 (2名)</p>	<p>① 委託者から本人以外の名義による取引を受託したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。</p> <p>② 委託者から本人以外の名義による取引を受託したこと及び部下が本人以外の名義による取引を受託していることを知りながらこれを看過し容認したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。</p>
<p>外務員の職務の停止1カ月間 (3名)</p>	<p>① 委託者の建玉を無断で決済したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号に該当する行為と認められるため。</p> <p>② 部下を管理する立場にありながら、部下の委託取引において、無断での建玉処分を容認したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号に該当する行為と認められるため。</p> <p>③ 複数の勧誘拒否者に対し再勧誘を行ったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号に該当する行為と認められるため。</p>
<p>勧告(2名)</p>	<p>① 副課長又は支店長の職にあり部下を管理する立場にありながら、部下が本人以外の名義による取引を受託することを防止できなかったこと、また、支店長の職にあったときに、委託者との金銭等の授受及び証拠金</p>

処分の内容	処分した理由
	<p>預り証の発行等において杜撰な管理を放置したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第4号に該当する指導等を必要とする不適切な行為と認められるため。</p>
	<p>② 一部顧客への勧誘において、顧客に誤解を与えるような不適切な言動があったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第4号に該当する指導等を必要とする不適切な行為と認められるため。</p>

(5) 会員及び会員役職員等の受託等業務に関する調査及び指導等

① 会員に対する調査及び指導等

特別指導等プログラム及び総合プログラムに基づく指導等のほか、事故の多い1社の代表者を招致し、事故の未然防止の徹底を指導するとともに、苦情の内容が執拗な勧誘や迷惑勧誘に該当する疑いがあると判断された会員3社に対して、受託等業務の適正化の観点から必要とされる指導等を行った。

② 会員役職員等に対する調査

特別指導等プログラム及び総合プログラムに基づく指導等のほか、会員から違反等行為に係る届出があった役職員等1名に対して、当該行為が指導等の対象行為に該当するか否かについて調査を実施した。

(6) 会員に対する監査の実施状況

商品取引所、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金及び(株)日本商品清算機構と共同で12社に対して定期監査を実施し、委託者保護及び受託等業務の適正化を図る観点から受託等業務の執行状況を監査した。

さらに、アクションプログラムに基づき、コンプライアンス体制の整備によって受託等業務の一層の適正化を図るため、平成19年1月18日付けの会長名の文書により会員各社に要請した社員教育の徹底と法令遵守体制の点検・整備に関する報告を踏まえ、昨年度に引き続き、法令遵守に関する特別監査を20社に対して実施した。

また、商品取引事故等の処理状況を確認するため、本会独自の特定監査を4社に対して実施した。

(7) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に定める年次及び月次ディスクロージャー項目記載要領に基づき、会員に開示資料の作成及び提出を求め、月間売買高と月末建玉状況等については毎月、平成20年3月期の企業情報については7月中旬から対象会員の店頭及び本会事務所（本部・支部）において当該資料の開示を実施しており、閲覧利用者は次のとおりである。

また、本会ホームページにおいては、新たに平成20年3月期のものを加え、平成19年3月期のものと併せて2期分の開示資料を掲載した。

会員企業情報の閲覧状況（平成20年4月～平成21年3月）

商品取引員等	40名	一般・委託者	8名
学生	0名	金融・証券業	2名
報道機関	1名	情報サービス業	8名
調査研究機関	5名	その他	10名

2. 紛争の解決に係る事業

苦情・紛争に係る事業については、委託者等からの商品先物取引に係る問い合わせ・苦情処理からあっせん・調停といった紛争仲介の業務まで取り組んでいるところであるが、特に紛争仲介業務は、自主規制業務と並んで業界内外からもその業務動向等が注目されており、その取扱件数は、発足初年度の平成11年度から増加の傾向を辿っていたが、平成16年度からは減少傾向にあり、平成18年度は140件、平成19年度は131件、平成20年度は96件であった。

苦情を含めた処理状況は次のとおりである。

(1) 苦情等の受付及び処理の状況

平成20年度における苦情等の受付件数は、苦情が119件、問い合わせが2,079件となった（表①参照）。

苦情申出の対象となった会員の数は36社で、会員総数70社（期首）の51.4%を占めた。

対象会員のうち、苦情申出10件以上の会員は無く、5～9件は10社（63件。全苦情件数に対し52.9%）、4件未満は26社（56件。同47.1%）であり、5件以上の会員10社の苦情件数が全苦情件数の半数以上を占めた。

申出事由別に見ると、不当勧誘に関わるものが、74件62.2%（未取引17件）で、半数以上を占めた。その処理状況は年度内に解決したものが72件、打ち切りを含めると処理を完了したものが100件であった（表②参照）。

また、申出人に関する内訳及び本会への紹介者別内訳は次のとおりである。

- 性別：男性 91人（76.5%）、女性 28人（23.5%）
- 年齢別：20代 1人（0.8%）、30代 22人（18.5%）、40代 23人（19.3%）、50代 30人（25.2%）、60代 25人（21.0%）、70代 10人（8.4%）、80代 8人（6.7%）
- 取引経験：有 31人（26.1%）、無 88人（73.9%）
- 職業別：自営業 37人（31.1%）、会社員 50人（42.0%）、無職 20人（16.8%）、公務員 2人（1.7%）、その他 10人（8.4%）
- 紹介者別：委託のガイド 42人（35.3%）、消費者相談機関 15人（12.6%）、弁護士 6人（5.0%）、インターネット 16人（13.4%）、主務省 9人（7.6%）、新聞 0人（0.0%）、取引所・業界団体 1人（0.8%）、その他（知人等）30人（25.2%）

なお、問い合わせ2,079件のうち、国内の商品先物取引に係わる問い合わせは1,236件で約59%（それ以外は海外商品先物取引や外務員の照会などの取引に直接関係しないもの）であった（表③参照）。

① 苦情等の受付状況

		申出件数	内 訳			
			本 部	中 部	関 西	西日本
苦 情		119	78	15	26	-
問い合わせ		2,079	1,526	134	419	-
前 年 度	苦 情	197	117	28	51	1
	問い合わせ	2,901	2,134	221	484	62

② 苦情の処理状況

申出事由	件 数	比率%	実会員数	処 理 結 果		
				解 決	取下げ	打切り
不当勧誘	74	62.2	30	48	0	16
一任売買	9	7.6	7	5	0	2
無断売買	16	13.4	15	7	0	5
過当売買	1	0.8	1	1	0	0
仕切回避	14	11.8	10	7	0	4
返還遅延	1	0.8	1	1	0	0
連絡不備	3	2.5	3	2	0	1
そ の 他	1	0.8	1	1	0	0
合 計	119	100.0	36	72	0	28

※「申出事由」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

③ 問い合わせ状況

	問い合わせ	うち国内商品先物
4月	205 (25)	124
5月	181 (25)	103
6月	221 (27)	157
7月	205 (18)	129
8月	136 (20)	88
9月	205 (32)	106
10月	208 (29)	121
11月	152 (15)	93
12月	152 (21)	88
1月	133 (9)	67
2月	134 (15)	84
3月	147 (17)	76
合 計	2,079 (253)	1,236

※（ ）内の数字は消費生活センターからの紹介。

(2) 紛争仲介の受付及び処理の状況

平成20年度における紛争仲介の受付件数は、あっせんが96件、調停28件（すべてあっせん経由）となった（表①参照）。

あっせん申出の対象となった会員の数は32社で、会員総数70社（期首）の45.7%を占めた。対象会員のうち、あっせん申出5件以上は5社（42件。全あっせん申出件数に対し43.7%）、2件～4件は15社（42件。43.7%）、1件は12社（12件。12.5%）であり、3件以上の会員13社のあっせん申出件数（70件）が全あっせん件数の72.9%を占めた。

主たる申出事由別としてみると、不当勧誘が48件50.0%で半数を占めた（表②参照）。

その処理状況は、あっせんについては、本年度申出件数96件と前年度19年度からの繰越件数51件を合わせた要処理件数は147件であった。そのうち、124件が処理を終了し、残り23件が処理中である。また、打ち切り40件のうち28件と前年度の繰越件数9件を合わせた37件が、調停に移行し、そのうち32件が終了している（表③参照）。

① 紛争仲介の受付状況

	申出件数	内 訳		
		本 部	中 部	関 西
あっせん	96	33	16	47
調 停	28	5	10	13

※本会の紛争仲介制度は全て「あっせん」から始められることから、調停の28件は全てあっせんから移行したものである。

② 紛争仲介（あっせん）の申出事由別処理状況

申出事由	件 数	比率%	実会員数	処 理 結 果		
				解 決	取下げ	打切り
不当勧誘	48	50.0	25	24	2	12
一任売買	11	11.5	10	5	1	2
無断売買	13	13.5	11	5	1	3
過当売買	2	2.1	2	1	0	1
仕切回避	18	18.7	13	8	1	6
返還遅延	0	0.0	0	0	0	0
連絡不備	2	2.1	2	1	0	0
そ の 他	2	2.1	1	2	0	0
合 計	96	100.0	32	46	5	24

③ 紛争仲介の処理状況

〔あっせん〕

申出件数	繰越件数	処 理 結 果			
		解 決	取下げ	打切り	処理中
96	51	74	10	40	23

〔調 停〕

申出件数	繰越件数	処 理 結 果			
		解 決	取下げ	打切り	処理中
28	9	19	3	10	5

(3) 苦情とあっせん直接申出の申出事由別状況

平成20年度に受付けた苦情（119件）と直接あっせんに申出られたもの（76件）の申出事

由をみると、不当勧誘が109件と全体の過半数以上を占めており、仕切回避が29件、無断売買が27件、一任売買が19件と続いている。

申出事由	件数	比率%	実会員数
不当勧誘	109	55.9	36
一任売買	19	9.7	15
無断売買	27	13.9	24
過当売買	3	1.5	3
仕切回避	29	14.9	18
返還遅延	1	0.5	1
連絡不備	4	2.1	4
その他	3	1.5	2
合計	195	100.0	42

(4) 主務省に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停については、商品取引所法施行規則第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」として、上期・下期の半期毎の集計は「商品取引員別苦情受付処理件数に係る処理結果」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

(5) 苦情処理状況等の会員への周知

苦情処理規則に基づき、本年度の苦情の受付及び処理状況を「苦情処理状況通知」の形(4半期毎)で次のとおり会員に周知した。

平成19年度 第4四半期 (1月～3月) 分	平成20年4月16日実施
(当期に係わりのあった会員数35社)	
平成20年度 第1四半期 (4月～6月) 分	7月14日実施
(当期に係わりのあった会員数32社)	
同 第2四半期 (7月～9月) 分	10月17日実施
(当期に係わりのあった会員数32社)	
同 第3四半期 (10月～12月) 分	平成21年1月14日実施
(当期に係わりのあった会員数26社)	

(6) 紛争処理結果の会員への周知

紛争処理規程に基づき、紛争の申出内容及び処理結果について、本会ホームページ(「会員専用ページ」)にて会員に周知した。

(7) 消費者相談関係機関等との情報交換等

各地の消費者行政担当者等との情報交換、意見交換等を次のとおり行った。

平成20年	主催	会議名	対応
5月28日	関東農政局	苦情・相談担当者会議	本部
6月16日	近畿農政局	苦情・相談担当者会議	関西支部
7月8日	消費生活相談員東京会	消費生活相談員研修会	本部

7月10日	東海農政局	苦情・相談担当者会議	中部支部
7月16日	北陸農政局	苦情・相談担当者会議	本部
7月25日	群馬県庁	消費生活相談担当者研修会	本部
8月26日	商品取引監理官	北海道地区苦情・相談担当者会議	本部
10月10日	東北農政局	苦情・相談担当者会議	本部
11月 4日	中国四国農政局	苦情・相談担当者会議	関西支部
平成21年			
1月30日	茨城県消費生活センター	茨城県消費生活専門講座	本部
3月11日	九州農政局	苦情・相談担当者会議	本部

3. 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

外務員研修、資格試験、登録等に係る事業については、登録外務員の更新講習において、コンプライアンスの徹底と営業手法の改善等を自覚させるコンプライアンス研修を実施した。

また、登録外務員のための登録外務員講習会、登録更新講習、外務員登録資格試験について従来に引き続き実施するとともに、主務大臣からの委任事務である外務員登録についても引き続き円滑な実施に努めている。さらに、商品先物取引に対する社会的信頼性の向上に寄与することを目的とする上級外務員の認定についても、より厳正な審査に基づき実施している。

(1) 登録外務員講習会と指定講習の実施

平成20年度における登録外務員講習会と指定講習は、下表のとおり実施した。登録外務員講習会の受講者数は366名で、昨年度の受講者数601名を235名下回り、また、指定講習の受講者数は296名で、昨年度の受講者数581名を285名下回った。

講習会会員講師については、追加の登録講師(2名)及び各社の異動(減少41名)等により、合計76名となった。これらの会員講師は登録外務員講習会の講師として随時ご協力頂いた。

[平成20年度登録外務員講習会実施状況] (数字は受講者数)

地区 月 度	関 東	中 部	関 西	計
4 月 度	118		70	188
5 月 度	65			65
8 月 度	16			16
10 月 度	66			66
2 月 度	31			31
計	296		70	366

[平成20年度指定講習実施状況] (数字は受講者数)

地区 月 度	関 東	中 部	関 西	計
4 月 度	191	9	43	243
5 月 度	13		14	27
2 月 度	18		8	26
計	222	9	65	296

(2) 登録更新講習の実施

平成20年度において外務員登録の更新を受けようとする者、並びに外務員再登録を受けようとする者を対象にして、登録外務員による外務行為の改善や商品取引事故等の未然防止を図る観点から、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置を周知し、併せてコンプライアンスの重要性を徹底するための「登録更新講習」を下表のとおり実施し、受講者数は全国5地区で1,406名であった。

また、2月1日に総合プログラムが施行されたことに伴い、2月度以降の講習においては、従来の講習内容に加えて、「商品先物業界を取り巻く情勢と適正な勧誘・受託業務」をテーマとしたコンプライアンス研修を実施している。

〔平成20年度登録更新講習実施状況〕

(数字は受講者数)

地区 月 度	北海道	関東	中部	関西	西日本	計
5 月 度	13(1)	253(112)	19(8)	50(24)	15(8)	350(153)
8 月 度		239(36)		115(4)		354(40)
10 月 度	19(1)	231(46)	62(10)	93(9)	50(15)	455(81)
2 月 度		134(42)	38(11)	53(11)	22(4)	247(68)
計	32(2)	857(236)	119(29)	311(48)	87(27)	1,406(342)

※ () 内は、再登録者の受講者数

(3) 外務員登録資格試験の実施

平成20年度(5~3月度)の実施状況は下表のとおりであるが、延べ受験者数は881名であり、昨年度の延べ受験者数1,402名を521名下回る状況であった。なお、累計合格率は71.4%であった。

〔平成20年度外務員登録資格試験実施状況〕

(数字は受験者数)

地区 月 度	関東	中部	関西	計
5 月 度	303	15	107	425
6 月 度	179	17	83	279
7 月 度	8	2	2	12
9 月 度	13		4	17
11 月 度	35	3	2	40
2 月 度	77	2	19	98
3 月 度	9		1	10
計	624	39	218	881

(4) 外務員教育教材の制作

登録外務員講習会講義科目「受託業務の基礎知識」については、東京工業品取引所が会員商品取引所から株式会社商品取引所へ組織変更されたこと等による受託契約準則等の改正に伴い、「登録外務員のための受託業務の基礎知識 正誤表」を作成し、2月度講習会から使用した。

(5) 日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとし

て毎年3期に分け、各地区で開催しているもので、平成20年度は、東京地区で22回（延べ748名受講）、名古屋地区で1回（8名受講）、大阪地区で3回（延べ58名受講）合計26回（延べ814名受講）実施し、多数の役職員が受講した。

(6) 外務員の登録

平成20年3月末の登録外務員数は、全国で合計6,926名であったが、平成20年4月度から平成21年3月度までに新規登録外務員が980名（再登録を含む）、登録更新者数が287名、一方、退職等による登録抹消者数が3,105名であったので、平成21年3月末では4,801名となり、2,125名の減少となっている。

(7) 上級外務員認定制度

上級外務員については、一定の要件に該当する外務員について会員から申請を受け、本会において法令を遵守した委託者対応のあり方等に関する試験を実施した上で、厳正な審査のもとに認定することとしている。

本年度は、9月末日を認定申請の締切日として、12月14日に上級外務員認定試験を実施した。受験者は10社45名であったが、上級外務員認定試験小委員会による試験の合否判定及び合格者に対する上級外務員認定審査委員会の認定の可否の審査を経て、3月4日付で9社25名の者を認定した。なお、3月末現在の上級外務員は10社36名となっている。

4. 商品取引事故確認等に係る事業

商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則に基づき、主務大臣への商品取引事故の確認申請（様式第1号）、商品取引事故の主務大臣への事後報告（様式第2号）、並びに本会への事後報告（様式第3号）について、当該申請及び報告の内容の審査等業務を行った。

同業務を円滑に進めることを目的として、インターネットを使用した「事故確認等システム」を5月上旬に導入したが、同システムの導入に関する説明会を4月下旬から5月上旬にかけて東京、名古屋、大阪で開催した。その際、会員の実務担当者に対して、「事故確認等システムの操作手順書」を配付し、同システムの操作手順等を説明するとともに、損失補てん等の業務について周知徹底した。

また、「商品先物取引委託者保護総合プログラム及び事故確認申請等手続きに関する説明会」を3月2日に東京で、同月6日に大阪で開催した。総合プログラムの実施に伴い、事故等の発生件数等による措置等が導入されることになったため、商品取引事故の確認がなされた事案若しくは損失補てんに関する事後報告がなされた事案の内容について、従来よりも更に具体的に整理した内容で報告してもらうことを目的として、「事故確認申請等の記入の手引き 平成21年3月（第3版）」に改版し、会員の実務担当者に配付するとともに、具体的な変更点を説明し、周知を行った。

5. 商品取引責任準備金に係る事業

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則及び「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に関する細則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩しに係る業務を行った。なお、準備金の積立て及び取崩し状況は、以下のとおりである。

(平成21年3月末現在)

商品取引責任準備金積立額合計 [(1)-(2)]	5,141,958,593円
(1) 商品取引責任準備金積立額 [①+②]	10,123,035,068円
① 平成19年度末現在における責任準備金積立額	7,778,749,979円
② 責任準備金月次積立額合計 (4月～3月)	2,344,285,089円
(2) 商品取引責任準備金取崩し額 [①+②+③]	4,981,076,475円
① 商品取引事故による責任準備金の取崩し額 (33社/384件)	2,968,583,392円
② 受託業務廃止に伴う責任準備金の取崩し額 (21社)	637,868,939円
③ 最高限度額超過に伴う責任準備金の取崩し額 (20社)	1,374,624,144円

6. 広報に係る事業

商品先物取引業の信頼性向上の取組みをPRするため、本会の事業概要、会員名、相談センターの案内等を掲載した告知広告を実施した。

(1) 新聞広告

掲 載 紙：5月23日及び10月15日発行の日刊工業新聞第2部「商品先物特集」(全5段)

タイトル：「商品先物取引の健全な発展を目指す『日商協』」

内 容：協会事業概要、会員名一覧、会員ディスクロージャー及び相談センターの案内

(2) 会長インタビュー

新聞及び通信媒体において、荒井会長へのインタビュー記事による特集等を実施した。

媒体名	掲載日	記事名
日刊商品投資特報	20. 11. 4	法令遵守の現状と課題を聞く／競争力保つ為、当然の前提
時事通信J-COM	20. 12. 15	不招請勧誘禁止、法律明記は重い意味を持つ
商取ニュース (新年特集号)	21. 1. 1	商品先物市場は大転換期／トラブル解消への努力が重要
日刊工業新聞	21. 1. 7	正念場を迎える先物業界／イメージ・体質の大転換を
時事通信J-COM	21. 1. 26	委託者保護プログラムは起動しないにこしたことはない
フューチャーズトリビューン	21. 1. 27	日商協、トラブル解消の総合プログラムを実施

(3) インターネット広報

会員、委託者、関係機関等に本会の事業等をより幅広く周知するため、前年度に引き続きホームページによる広報を実施し、その拡充に努めた。

(4) 会報及び会員名簿等の作成・配布

① 会員向け機関誌等の作成・配布

本会の事業概況等を取りまとめた「会報」を計3回(4月、7月及び10月)発行した。なお、会報はホームページによる情報提供の普及等により10月をもって休刊した。

また、理事会、総会の審議結果等を速やかに会員に周知するため、速報として会員専用ホームページに随時掲載した。

② 会員名簿の作成・配布

会員名簿を作成し、業界関係者等に随時配布した。

(5) 報道関係・消費者相談機関等との各種懇談会等の開催

① 一般紙等記者発表・懇親会の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計7回開催した。また、定例記者懇親会を業界4団体(本会、日本商品先物振興協会、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金及び(株)日本商品清算機構)及び4取引所(東京穀物商品取引所、東京工業品取引所、中部大阪商品取引所及び関西商品取引所)の共催で12月4日に開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブを対象とした協会広報としてニュースリリースを計8回発行した。

Ⅱ 総務に関する事項

1. 平成20年度の事業計画・収支予算及び定率会費

(1) 事業計画

平成20年度事業においては、平成18年12月に作成・公表したアクションプログラムを引き続き実施し、また、一層効果的にトラブル解消を図るため、商品取引事故に関与した役職員に対して特別指導等プログラムに基づく指導等についても併せて実施し、商品先物取引に対する社会的信頼性の向上を図る観点から、①コンプライアンス体制の整備を図るための社内管理体制の点検・整備等、②多数の商品取引事故等に関与した役職員等に対する特別研修の実施、③法令違反者等に対する適切な指導等の実施などを柱として商品先物取引に係るトラブルの解消を図り、委託者保護の徹底に向けて集中的な取組みを行うこととすることが第19回臨時総会（平成20年3月19日開催）において承認された。なお、アクションプログラム及び特別指導等プログラムについては、第74回理事会（1月15日開催）で承認された総合プログラムが2月1日から実施されたことに伴い廃止された。

① 自主規制に係る事業

イ. 法令等遵守と高い商業倫理確立に係る会員自主規制の徹底

a. 法令、諸規則の遵守の徹底

b. 会員の自主規制ルール及び受託業務管理体制の整備

c. 情報開示制度の充実

e. 営業幹部・法令遵守部門責任者等に係るコンプライアンスの普及

ロ. 会員並びに会員役職員の不適正な営業行為等に係る指導、勧告、処分、制裁

a. 「商品取引トラブル解消アクションプログラム」に基づく法令遵守の徹底

b. 「会員の役職員等に対する特別指導等プログラム」に基づく調査及び指導等の実施

c. 会員の監査

② 苦情・相談の解決に係る事業

イ. 委託者等からの苦情の解決

ロ. 紛争の解決のためのあっせん及び調停

ハ. 苦情・紛争内容の調査、分析と周知

ニ. 各地区の消費者相談機関等との情報交換

③ 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

イ. 外務員研修に係る事業

a. 登録外務員講習会の運営・実施

b. 登録更新講習の運営・実施

c. 外務員教育教材の制作

ロ. 外務員登録資格試験の運営・実施

ハ. 外務員の登録等に係る事業の運営・実施

ニ. 外務員の専門性向上に係る事業の運営・実施

ホ. 会員役職員に対する研修（日商協ゼミナールの実施）

ヘ. 上級外務員認定資格試験等の運営・実施

④ 監査に係る事業

イ. 会員の業務に関する監査事業の実施

ロ. 会員の財務及び経理に関する監査事業の実施

ハ. 会員の統一経理基準に関する業務の実施

⑤ 商品取引事故確認等に係る事業

イ. 商品取引事故の確認申請及び審査等業務の実施

a. 会員の商品取引事故の確認申請に係る受理、審査、進達等の円滑な処理とこの確認申請制度の会員への周知徹底

b. 会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告書の受理、審査等の円滑な処理とこの事後報告制度の会員への周知徹底

c. 会員の商品取引受託業務に係る損失補てん等に関する社内管理体制の整備

ロ. 商品取引責任準備金の積立及び取崩し等の管理業務

a. 準備金の積立て等の管理

b. 準備金の取崩し等の管理

⑥ 広報に係る事業

イ. 協会ホームページの充実・強化

ロ. 協会と協会員についての告知広告

ハ. 協会事業に係る情報開示

a. 会員情報開示制度の紹介

b. 協会自主規制活動についての情報開示

c. マスコミ報道機関等への情報提供

ニ. 内外自主規制機関との連携

⑦ コンプライアンス強化等特別事業

イ. 営業幹部・法令遵守部門責任者等に係るコンプライアンスの普及

ロ. 「会員の役職員等に対する特別指導等プログラム」に基づく指導研修の実施

ハ. 登録更新講習におけるコンプライアンス研修の導入

ニ. 会員業務のリスクマネジメント等に関する業務の実施

ホ. 新聞広告による協会事業の活動宣伝

ヘ. 「国内商品先物取引 特別電話相談」の実施

(2) 当初収支予算及び変更収支予算

平成20年度の当初の収支予算は、現在の商品先物取引業界を取り巻く厳しい状況を踏まえ、業務量は増加しているものの現行の人数で対応するとともに、無駄を徹底的に排除し、効率的な業務運営を行うことで、支出を必要最小限にとどめた予算配分を平成19年度収支見込み及び平成20年度事業計画を下に、予算規模9億8千8百万円（前年当初予算比7千3百万円減）で作成し、第19回臨時総会において承認された。

平成20年度の予算執行については、年度当初より人件費の削減を始めとした一般管理費の

徹底的な節約及び、各種セミナーの開催等のコンプライアンス事業の当面凍結、会報を休止するとともにあっせん・調停などの事業についても実施方法についてきめ細かく検討し経費の節約を図る等、事業費及び事務所費とも極力支出の削減に努めてきたところであったが、その後も売買枚数の低下による会費収入の減少等が続き、12月末時点での会費収入見込額は、当初の8億5千1百万円に対し約43.6%の減収となる4億8千万円となった。このことから、全ての事業において再度の支出の見直しを図り経費節減に最大限務めたとしても、なお、収入不足が見込まれる状況となったため、変更収支予算を策定することとなった。

その概要は、支出については、事業費を6億5千9百万円から4億4千8百万円（当初予算比2億1千万円減）、事務所費を3億2千4百万円から2億8千5百万円（同3千8百万円減）、予備費を5百万円から支出無しとした結果、支出予算の合計を7億3千4百万円とした。

収入については、会費収入を4億8千万円、各種手数料収入を4千1百万円、その他収入を1千3百万円、運営準備金（過剰金口）取崩収入を1千1百万円とし、平成19年度からの前期繰越収支差額が3千5百万円あったことから5億8千2百万円となったが、それでもなお収入不足が見込まれるため運営準備積立金（一般口）から取り崩して充当することとし、取崩し額は当初予算上、無しとしていたため1億5千2百万円を計上した。その結果、平成20年度変更予算の予算規模は7億3千4百万円（当初予算比2億5千4百万円減）として作成し、第36回総務委員会（2月19日開催）及び第76回理事会（3月4日開催）の審議を経て、第20回臨時総会（3月18日開催）において承認された。

2. 協会運営の合理化

(1) 定款の施行に関する規則の一部改正

会員の届出事項及び報告事項に関し、当該事務処理の合理化を図るため、定款の施行に関する規則の改正が、第34回総務委員会（5月23日開催）の審議を経て、第69回理事会（6月2日開催）において承認され、同日施行された。

(2) 常設委員会及び特別委員会規則並びに規律委員会規則の一部改正

近年の厳しい経営環境の下、会員数が大幅に減少してきていることから、常設委員会、特別委員会及び規律委員会の円滑かつ効率的運用を確保するため、当該委員会の委員総数の下限を引き下げるための改正が、第35回総務委員会（10月28日開催）の審議を経て、第73回理事会（11月26日開催）において承認され、同日施行された。

3. 会員代表者懇談会の開催

本会の運営に会員の意見をより反映させるとともに、本会の事業等についての会員の理解を深めるため、1月23日に東京穀物商品取引所2階会議室において開催した。

- (議題) 1. 産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）について
2. 「商品先物取引委託者保護総合プログラム」について

3. その他

5. 会員の異動

本会の会員は4月1日現在70社であり、平成20年度内に次の異動があった。3月31日現在の会員数は49社であった（Ⅲ資料7「会員名簿」参照）。

(1) 加入

会員名	代表者名	年月日
ジャパン・プライベート・アセットマネジメント㈱	北方健作	H21. 2. 17
GINGA PETROLEUM (SINGAPORE) PTE LTD	新村博道	H21. 2. 27

(2) 脱退

会員名	事由	年月日
㈱ユニテックス	商品取引受託業務の廃止	H20. 4. 21
アスカフューチャーズ㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 5. 7
新東京シティ証券㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 5. 9
かざかコモディティ㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 5. 26
朝日ユニバーサル貿易㈱	破産手続開始の決定	H20. 6. 13
㈱三忠	商品取引受託業務の廃止	H20. 6. 30
㈱あおばフィナンシャル・パートナーズ	商品取引受託業務の廃止	H20. 7. 28
アルファコモ㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 8. 29
マネックス証券㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 8. 29
㈱オクトキュービック	岡藤商事㈱に対する商品取引受託業務の全部譲渡	H20. 9. 29
関東砂糖糖㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 10. 31
ばんせい証券㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 10. 31
明治物産㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 10. 31
ジャイコム㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 11. 28
ユニテッドワールド証券㈱	ドットコモディティ㈱に対する商品取引受託業務の全部譲渡	H20. 11. 29
㈱大平洋物産	商品取引受託業務の廃止	H20. 12. 5
三幸食品㈱	商品取引受託業務の廃止	H20. 12. 19
東京コムウェル㈱	商品取引受託業務の廃止	H21. 1. 30
㈱サントレード	商品取引受託業務の廃止	H21. 1. 31
日進貿易㈱	商品取引受託業務の廃止	H21. 1. 31
岡安商事㈱	㈱ハーベスト・フューチャーズに対する商品取引受託業務の全部承継	H21. 3. 2
三貴商事㈱	商品取引受託業務の廃止	H21. 3. 31
サン・キャピタル・マネジメント㈱	商品取引受託業務の廃止	H21. 3. 31

(3) 商号の変更

新商号	旧商号	年月日
エイチ・エス・フューチャーズ㈱	オリエント貿易㈱	H20. 4. 1
ニューエッジ・ジャパン証券㈱	ニューエッジ・ジャパン㈱	H20. 4. 21
J P アセット証券㈱	ジャパン・プライベート・アセットマネジメント㈱	H21. 2. 17
岡安商事㈱	㈱ハーベスト・フューチャーズ	H21. 3. 2

商品先物取引委託者保護総合プログラム

(平成21年1月15日理事会決定)

本会は、今般の産業構造審議会商品取引所分科会報告書において「利用者の『トラブルのない』商品先物市場の構築」がなお一層強く求められている状況等を踏まえ、現在実施している「商品取引トラブル解消アクションプログラム」（理事会決定）と「会員の役職員等に対する特別指導等プログラム」（理事会決定）を統合し、今後3年間の措置として、新たな取組みを加えた「商品先物取引委託者保護総合プログラム」を定め、商品先物取引のトラブル解消に向け集中的な取組みを一層充実することにより、委託者保護の強化を図り、もって商品先物取引の社会的信頼の向上を図ることとする。

なお、本プログラム決定後3年を経過した時点において、諸般の状況を踏まえ、その後の対応を検討することとする。

1. 会員に対する指導、勧告・公表、制裁の実施

(1) 事故等の発生件数等による措置

① 会員の受託等業務において、商品取引事故の確認がなされた事案若しくは損失補てんに関する事後報告がなされた事案のうち、平成21年2月1日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案（値合金処理、会員が提起した訴訟及び確定判決により解決した事案を除く。）又は同日以降の未取引の行為に係る苦情で本会が受け付けたもの（以下「事故等」という。）が同日から起算して1年ごとに年間5件に達したときは、その内容に応じて、会員代表者（本会の定款第9条第1項に規定する会員代表者をいう。以下同じ。）に対し、事故等を発生させないための社内管理体制の一層の整備及びコンプライアンス体制の強化等について個別に指導する。

② ①の指導を受けた会員において、商品取引事故の確認がなされた事案若しくは損失補てんに関する事後報告がなされた事案のうち、当該指導の日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案（値合金処理、会員が提起した訴訟及び確定判決により解決した事案を除く。）又は同日以降の未取引の行為に係る苦情で本会が受け付けたもの（以下「勧告・公表対象事故」という。）が、当該指導の日から起算して1年ごとに年間5件に達したときは、その内容に応じて、その会員代表者に対し受託等業務の改善を指導し、又は当該会員に対し受託等業務に関する規則第9条に基づき改善勧告を行い、同規則第10条に基づき勧告を受けた会員名、勧告を行った理由等を公示し、本会のホームページに掲載するとともに、他の会員に対してこれを周知する措置（以下「勧告・公表措置」という。）を講ずることとする。

なお、①の指導を受けた会員が、当該指導を受けた日から起算して2年を経過するま

での間の各1年間における勧告・公表対象事故の件数がいずれも5件未満であった場合には、当該2年を経過した日の翌日から改めて①の件数を起算することとする。

- ③ ②の勧告・公表措置を受けた会員において、商品取引事故の確認がなされた事案若しくは損失補てんに関する事後報告がなされた事案のうち、当該勧告・公表措置の日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案（値合金処理、会員が提起した訴訟及び確定判決により解決した事案を除く。）又は同日以降の未取引の行為に係る苦情で本会が受け付けたもの（以下「制裁調査対象事案」という。）が、当該勧告・公表措置の日から起算して1年ごとに年間3件に達したときは、その内容に応じて、制裁規程第6条に基づく調査及び事情説明の聴取（以下「制裁調査」という。）を実施する。

なお、②の勧告・公表措置を受けた会員が、当該勧告・公表措置を受けた日から起算して2年を経過するまでの間の各1年間における制裁調査対象事故の件数がいずれも3件未満であった場合には、当該2年を経過した日の翌日から改めて①の件数を起算することとする。

(2) 裁判所の確定判決による解決事案に対する措置

- ① 会員が、商品取引事故について裁判所の確定判決により解決した場合には、当該判決内容等に関し、当該会員に対し関係資料の提出を求め、その事情を聴取し、その内容を審査の上、原則として、直接会員代表者に対して受託等業務の改善を指導する。

また、無断売買、仕切拒否、返還遅延その他商品先物取引の社会的信用に影響を及ぼす行為（以下「悪質行為」という。）が確定判決の内容において認められる場合には、会員に対し、勧告・公表措置を講ずることとする。

- ② ①の指導又は勧告・公表措置を受けた会員において、当該指導又は勧告・公表措置の日以降に確定判決により解決した事案のうち、同日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案が発生した場合には、その内容に応じて、制裁調査を実施する。

(3) 会員の悪質行為に対する措置

会員の受託等業務に関して、本会の事業活動の中で取得した情報又は業界内部若しくは業界外部から提供された情報において悪質行為が認められる場合には、その内容を審査した上で、(1)又は(2)にかかわらず、制裁調査を実施することがある。

(4) 規律委員会への付議等（基準）

- ① (1)③、(2)②及び(3)の調査の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合には、規律委員会に付議する。

ア 会員が制裁の対象行為を認めている場合

イ 会員が制裁の対象行為を否認しているが、客観的証拠等により制裁の対象行為があると認められる相当の理由がある場合

- ② 制裁規程に基づき会員を制裁したときは、同規程第11条に基づき制裁を受けた会員名、制裁の内容、制裁の理由等を公示し、本会のホームページに掲載するとともに、他の会員に対してこれを周知する。

2. 会員の役職員等に対する指導、勧告・公表、処分の実施

(1) 会員役職員等に対する特別指導等

① 特別指導

ア 特別指導の対象

商品取引事故の確認申請関連の添付資料若しくは損失補てんに関する事後報告書に記載された商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）又は商品取引事故等報告書に記載された未取引に係る苦情（以下「外務員指導対象事故等」という。）に関与した会員の役職員について、平成19年10月1日以降、3件に達し次第、特別指導の対象とする。なお、件数は、取引期間に関係なく申請日（未取引に係る苦情は申出日）で判断することとする。

また、本会受付の苦情のうち、会員の役職員が未取引に係る苦情に関与した場合には、発生の都度、特別指導の対象とする。

イ 対応者等

事情聴取及び指導等に当たる対応者は、本会の常勤役員又は事務局長とする。

ウ 具体的な対応措置

関与した会員の役職員本人のみならず営業部門及び管理部門の役員を招致し、本会常勤役員又は事務局長がこれらの者から事情聴取して改善を指導するとともに、再発させれば綱紀委員会に諮る旨警告する。また、直接会員代表者に対して当該役職員に対する管理・指導等の徹底を要請するとともに、当該会員役職員以外の者に対しても注意喚起し、併せて社内のコンプライアンス体制の整備を要請する。

なお、この指導を受けた者が、当該指導後の取引又は行為に係る外務員指導対象事故等に関与した場合には、会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則第6条に基づく調査及び事情説明の聴取（以下「第6条調査」という。）の対象とする。

② 集中指導を受けた者に対する監視等

本会発足後に商品取引事故等報告書に記載されている苦情、紛争又は商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）（以下「苦情等」という。）に10件以上関与した登録外務員に対し、平成20年7月から8月の間、集中指導を実施したが、集中指導を受けた者が当該集中指導後の取引又は行為に係る外務員指導対象事故等に関与した場合には第6条調査の対象とする。

③ 会員間移動時の調査

ア 会員の役職員等が他の会員に移動した際、新雇用主会員が登録申請をした時点で

本会発足後（本会発足後10年を経過した場合は過去10年間）に当該役職員等が関与した調査対象事故の件数が10件以上の者については、第6条調査の必要性の有無について検討を行うこととする。その検討期間の目安は半年間とし、その間は登録手続きを留保する。

なお、本検討の結果第6条調査に至らなかった場合でも、登録前に特別指導を行い、当該特別指導後の取引又は行為に係る外務員指導対象事故等に関与した場合には、第6条調査の対象とする。

イ 役職員等に関する情報の開示請求への対応

本会が会員従業員に関する規則第3条に基づいて実施している照会制度（会員が採用しようとしている役職員等が本会の指導、勧告、処分を受けた者かどうかの情報を会員の照会に応じて提供）に加え、会員が採用しようとしている役職員等の苦情等又は事故等への関与件数についても、当該会員が本人の同意書を添付して申請すれば、当該情報を当該会員に直接提供することとする。

④ 会員の役職員等の違反等行為に対する第6条調査

役職員等の受託等業務に関して、本会の事業活動の中で取得した情報又は業界内部若しくは業界外部から提供された情報において違反等行為が認められる場合には、内容を審査した上で、①、②又は③にかかわらず、第6条調査を実施することがある。

⑤ 綱紀委員会への付議等

ア 第6条調査

上記①ウ、②、④に掲げる場合（以下「第6条調査事由」という。）のほか、③アの検討の結果、役職員等が第6条調査事由と同等以上の違反等行為があると認められる相当の理由がある場合には第6条調査を実施する。

イ 審議するための要件（基準）

アの調査の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合には綱紀委員会に付議する。

- (a) 役職員等が違反等行為を認めた場合
- (b) 役職員等が違反等行為について否認しているが、会社が本人の行為であると認めているなど、違反等行為があると認められる相当の理由がある場合
- (c) 役職員等が違反等行為について否認し、かつ、上記(b)に該当しない場合であって、次のいずれかの要件を満たしている場合
 - i 役職員等の証言、説明等に矛盾があり、合理的に一貫した説明ができない場合
 - ii 役職員等の証言と客観的証拠との間に矛盾があり、合理的に一貫した説明ができない場合
 - iii 役職員等が同種の外務員指導対象事故等を複数回起こしていると認められる

相当の理由がある場合又は悪質行為に該当する外務員指導対象事故等を起こしていると思われる相当の理由がある場合

ウ 審議の結果に基づき指導、勧告、処分を行ったときは、会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条に基づき、指導、勧告、処分の内容、その理由、役職員の氏名、所属会員名等を他の会員に周知する。また、処分を行ったときは、氏名を除く事項を公示し、本会のホームページに掲載する。

(2) 登録外務員に対するコンプライアンス研修の実施

登録外務員による外務行為の改善や商品取引事故等の未然防止を図る観点から、各種研修会等においてコンプライアンスの重要性について周知徹底を図ることとする。特に、登録外務員を対象とする研修会等においては、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置を周知するとともに、適正な受託等業務の必要性についての認識を徹底することとする。

3. 顧客に対する情報提供等

(1) 苦情及び紛争に関する情報提供の充実

① 本会が毎事業年度終了後、本会に寄せられた顧客からの苦情、相談のほか、本会に申出のあったあっせん、調停について、経年的件数、内容の分析等を行い、「苦情・紛争レポート」として公表しているところであるが、今後さらに内容を充実して公表することとする。

② 本会が受け付けた苦情及び紛争について、現在、紛争件数については外部からの照会に応じて回答しているが、今後はさらに、苦情及び紛争の件数を会員別に集計してこれを公表することとする。

(2) 商品先物取引の注意事項等の情報提供の充実

① トラブルの未然防止を図る観点から、会員に対し、現在「商品先物取引—委託のガイド」に掲載されている「顧客が取引に当たって注意すべき事項」について、その内容を分かりやすい表現で各社のホームページに掲載するよう義務付ける。

② トラブルの早期解決を図る観点から、会員の相談窓口及び本会の相談センターの連絡先について、会員のホームページに掲載するよう義務付ける。

以 上